平成23年度第4回山梨県食品安全会議議事録

平成 24 年 5 月 11 日掲載

日 時 平成23年3月27日(日)午後2時~4時

場 所 山梨学院サザンタワー6 階会議室

出席者(敬称略)

(委員):石川委員、石倉委員、大塩委員、北野委員、込山委員、田草川委員、 戸辺委員、長井委員、前島委員、三神委員(50音順)

(事務局):企画県民部 河野理事、消費生活安全課 前沢課長、川元総括課長補佐、 向山主査、井筒副主査、小林職員、池田職員

兼務職員等 衛生薬務課 土屋主査、畜産課 松下副主幹、スポーツ健

康課 樋課長補佐

傍聴者等の数 2名

会議次第

- 1 開会
- 2 企画県民部長あいさつ
- 3 議事【公開】
 - (1) 「山梨県食の安全・安心推進条例」等の制定について
 - (2) 「山梨県食の安全・安心推進計画(仮称)」の策定について
 - (3) その他
- 4 閉会

概要

1 開会 司会:消費生活安全課総括課長補佐

2 企画県民部理事あいさつ

(配付資料の確認)

3 議事 (進行:議長(会長))

(1) 「山梨県食の安全・安心推進条例」等の制定について

- ・ 事務局から「山梨県食の安全・安心推進条例」の制定について、資料 1-1~1-3 により 説明。
- ・ 事務局から「山梨県食の安全・安心推進条例施行規則」(案)について、資料 2-1~2-2 により説明。
- ・ 意見、質疑等は以下のとおり。

(1. 資料 2-1 2規則の内容(4)(5))

(A委員)資料 2-1 の規則の内容の(4)(5)なのですが、県公報への登載と書いてあるのと、5 番目では公表の際、措置勧告を受けた者が行う意見の陳述書の提出、この関係なんですが、最後の陳述書は言い訳に近いものだろうと思うのですれども、この陳述書の提出によって例えば公表が控えられるとか、あるいは参考的に陳述書の内容が県公報に登載されるとか、何かこのことによって4番の公表のやり方が変わるのかという点を、お尋ねします。あと陳述書の様式はついてないようですが、あるのでしょうか。

(議長)資料の2-1の(5)のところでよろしいでしょうか。口頭だけではなくて、陳述書も必要なのかどうか、ということも含めてということで。事務局お願いいたします。

(事務局:消費生活安全課長)措置勧告の中で、公表をすることとしています。条例をご覧になっていただくと、条例の8ページ第30条第5項のところでございますが、「知事は第1項又は第2項による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは」という規定がございます。これはペナルティではございませんけれども、実際的には公表されるということは重大なことでありまして、「正当な理由がなくて」というところを判断する、きちんと陳述の機会を与えてということです。現に正当で合理性があってということであれば、当然公表を控えることとなるという規定であります。様式については、特に設けてはおりませんけれども、手続き的には規則の方の2ページでございますが、ここで手続きを定めております。まさに相手方に言っていただくということでございます。これこれこうでこうですよというようなことを言っていただければ結構だということで、特に様式は定めてありません。

(2) の「山梨県食の安全・安心推進計画(仮称)の策定」について

- ・ 事務局より「山梨県食の安全・安心推進計画(仮称)の制定」について、資料3により説明。
- ・ 意見は以下のとおり。

(1. 資料 3 Ⅱ食の安全・安心に関する現状と課題)

(A委員)4ページ、5ページのところはこれからもっと書き加えるというお話だったので、 その際にぜひ分かりやすくしていただきたい点を申し上げたいと思います。

4ページの1番目はこれまでのことで平成13年のBSEからその後の一連の口蹄疫とかですね、法整備等の制度について述べられておりますので、ほぼ網羅しているのではないかと思います。これとの関係で5ページの上にあります、コンプライアンス意識の醸成という、こういう法制度ができてそれに基づいて意識が高まっているという意味合いだと思うのですが、コンプライアンスみたいな言葉を使う場合は左側で言っているところをそれぞれどういうふうに意識が醸成されたのかということを、それぞれの法制度に基づいてどうだったのかということが分かりやすい方がいいのではないかと思います。これはこの2つしか書いていないものですから、13年度以降発生した問題と、それに対してどういうふうに、どういう状態だったのかということが一目で分かる書き方が良いのではないかと思います。

(議長) 今のところのご説明をいただけますでしょうか。販売段階では一件も残留農薬が出なかったというところ、具体的な中身についてお願いします。

(事務局:消費生活安全課総括課長補佐)残留農薬についてはポジティブリスト制度の導入というのは左側の上の部分にございますので、それを受けて、その導入部分について食品衛生法に基づく収去検査で基準値を超える違反事例がなかったということを例示をさせていただきました。下の食品表示につきましても、JAS 法で罰則強化されたことを踏まえまして、事業者に対する指導とか調査等が行き届いてきたということを表現させていただきました。個別にはご指摘のとおり対応させていただいていますが、左に書かれているすべての対応が5ページにあるということではない、ということはご指摘のとおりです。

(議長) 文言の検討をいただけたらということでよろしいでしょうか。

(事務局:消費生活安全課総括課長補佐)当食品安全会議では毎年、前年度の取り組み状況について行動計画に基づく進行管理の結果の報告を申し上げているので、それらの数値を使ってもう少し成果の方も検証的な記述により肉付けしていきたいと思います。

(2. 資料3 Ⅳ重点項目、数値目標 【数値目標の例】)

(B委員) 資料の6ページですけれども、重点項目の表示で、それから数値目標の事例という ことで食品衛生監視指導計画の監視率が平成22年度90%ということで、良すぎるような気が しますけれども、多分計画に基づく監視率だと思うんですね、たしか以前に法定監視をするに は今の食品衛生監視指導員の3倍いなければ監視ができないという話を聞いたことがあるんで す。実際ある程度大まかな業種別に、どのくらいの施設があって、どのくらい監視しているの か、というふうなことをまた、いずれかのこういう機会にお示しいただきたいと思います。と くに私が関心を持っているのは特定給食施設の監視なんですけれども、一般飲食店と違いまし て、大量に作る、その中で作ったものをある程度の時間をおいてから喫食しなければならない、 作ったものをすぐに食べてもらわない、ということがありますので、ぜひ特定給食施設、食品 衛生法で言うと集団給食施設ですけども、そういうところの監視も、ぜひ強力に指導していた だきたいという気持ちがありますので、そういうところは実際どのくらい行ってらっしゃるの か。たぶんこの前聞いたときには、「0-157のあるときには学校給食は重点的にやりますよ」 というようなお話を聞いたことがあるんですけれども、その他に病院もありますし、お年寄り の施設もあるし、保育所もあるし、事業所の給食施設もあるし、そういうようなところの監視 というのも、ひと度事故が起きると非常に大勢の方が感染したり、疾病になったりするという ことがありますので、そんな数字を衛生薬務の方で公表していただけたらありがたい。そうす れば、衛生薬務の職員の数が増えるかもしれませんので。そんなふうなことも踏まえて、教え ていただければありがたいと思います。

(議長)この数値目標の示し方は一番重要だと思うのですけれども、いかかでございますか。 わかりやすい根拠で、何に基づいて90%なのかということでございますけれども。

(事務局:消費生活安全課長)8月の時にご報告させていただいたところでございますが、食品衛生監視指導計画に基づく監視の実施については、22年度実績が90%でございます。ご指摘があった、特定給食施設の監視の実施につきましては、実は22年度実績は44.6%ということで、目標値が65%で、今回の行動計画の中で達成できない項目となっております。いずれにいたしましてもご指摘を踏まえて、計画につきましては数値目標等についても考えて参りたいと思います。なお数字をお示しする部分についても、今手元にもっていませんので、何かの機会に捉えてお示ししたいと思っております。

(3) その他

- 事務局より資料 $4-1\sim 4-2$ 、資料 4-3、資料 4-4、 $4-5\sim 4-7$ の 4 回にわけて説明。
- ・ 意見、質疑等は以下のとおり。

(1. 資料 $4-1\sim 4-2)$

(C委員)これは質問ということではなくて、農産物はいろいろな農薬、また特に昨年からは 放射能の問題が発生をしていますので、それらについて若干説明をさせていただきたいと思い ます。

放射能の問題につきましては、今年も検査計画を県の農政部と検討をしているところでござ います。昨年は、160品目くらいについて検査をしました。いずれも放射性物質は不検出とい うことで山梨県の農産物については非常に良い結果が出ているわけでありますけれども、しか し昨年はそうであっても今年もやっていかなければならないということで、今年は、もう早々 に取り組みますから180品目くらいになります。これは、要するにハウスものの果物、桜桃と か葡萄なんかについてもやっていかなければならないということで、この検査の費用について は1品2万円くらいかかるんですけれども、これは県の方で負担をしてくれているわけですけ れども、その検体の提供が大変なんです。夏場の出荷最盛期の野菜や果物ですとそんなに単価 は高くないわけですが、これから4月に入りますと、さくらんぼなんかは、一粒何百円という ものも提供していかなければならない。これも農協の負担になるということで、大変なことな んです。本来であればこれらも東電で負担をしてもらうべきものだと思うんですけども、なか なかその辺がうまくいかない。昨年の、例えば桃については、当初は全然山梨県の桃や葡萄に ついては、先ほども言いましたように放射性物質は不検出で、市場でも信頼をされて比較的高 く売れてきたんですけれども、8月の御盆さんの後、福島の桃が出荷されてきたわけですね。 福島県の桃については一定の基準以下のものが出荷されているんだけれども、しかし市場にお いてはそれが大きく値段を引き下げる要素になりました。それが山梨県産の桃についても影響 があって、たいへん大きな打撃を生産者は受けたわけです。これらについては当然風評被害で あるから当然東電で補償してもらいたいという要請をしたわけですが、これがまたなかなか難 しくてそのへんの証明をするには最終的には裁判でもしなければだめだというようなことで、 まだ検討をしているところで非常に難しい状況です。いずれにいたしましても、安全で安心な 農産物の生産をし、出荷していくためにも農協の系統といたしましても、万全の対応をして参 りたいと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

(議長) たいへん参考になるお話をお伺いいたしました。C委員にご質問がございましたら、 どうぞ。もっと情報を共有し、相互理解をはかることもわたくしどもの目的でございますので。 C委員の今のようなお話について、180 品目もの検査をなさりながら、なお大変な問題も出て おりながら私共は知らない、特に検体のお話を聞きまして、はっとしたようなことがございますけれども、いかがでございますか。

(B委員) 今の収去検査の検体の提供ですが、あれは無料ですよね。桃にしろダイヤモンドのようなさくらんぼにしろ、「はねだし」というものがございますよね。高く売らないもっと安いもの、桃にしろ傷もの、ああいうものを検体として活用するっていうことができないのか。 消費者が召し上がるものということでたぶん店頭にあるものからなのか。

(C委員)消費者が召し上がる対象物から抽出、検査をするということです。

(B委員) そうすると一番いい物になるんですね。「はねだし」でできないものかと、できればお願いできればいいかなと思います。

(議長) ありがとうございます。他によろしゅうございますか。

(A委員)放射能関係については、生協連でもずいぶん意見が寄せられて来て、どういうふうに対応するかっていうのは、かなり、解析を含めて苦心しているところなんです。

1 つの方法としては、今月末に記者会見で公表されることになっていますが、全国 18 都県 で、家族が1日食べる食事は3回です、それを2日分、ですから6食。コーヒーだとか牛乳と か飲み物を含めまして、一膳ずつ余計に作って、それを全部一緒にして検査をすると。つまり 個別に何がどれだけ危険とかっていうことは、情報というか、レベルがあってなかなかわかり にくい。要は今自分・家族が食べているものが安心できる、放射能不検出という安心できるレ ベルなのかということを検査することが目標なんです。県連でも生協会員がその対象で9家族 をこの間提出いたしました。これは日本生協連で取りまとめてやっていて、その陰膳分といい ますか、プラス分は、一応今回は保証するということで出していただいた組合員のみなさんに お返しをするということで、やっています。要するに、生協の組合員とか、消費者というのは そういうところに関心が移ってきているということでしょうか、だからA品B品C品、個々が 安全ということではなかなか自分が安心できないというのですか。そんなようなことで、それ に応えるということでやっています。今月末にたぶん新聞に載ると思いますので、ご参考にし ていただけたらと思います。そのこととの関係で今、C委員からお話があったのですが、県内 では優れた農産物があるということですから、ぜひ産地全体で、この産地のものは検査済みで 安全で安心できるといった、あるいはそういう意味では県内全域に股がるものは、県とも協議 が必要だと思うのですが、トータル的な安全・安心感を打ち出していく方がいいんじゃないか と思うんですよね。そんなふうに、ぜひ、ご苦労もされていらっしゃるようですので、打ち出 し方として、県民のみなさまにもぜひ同じ情報が、県外の方に対しても、ぜひ情報提供いただ

ければ、私どもも一生懸命ケアをしていきたいというふうに思います。

(C委員) そうですね、それが安心だと言っても、それが一般の消費者のみなさまに知っていただかなければ意味がありませんので、この点については検討、打合せをしながらいろいろな機関を通じて広報等で発表をしていると。それから品目につきましても、例えば米なんかの場合は市町村単位で検査をして、特に米なんかの場合は学校給食でもかなり使っていただいていますが、安全で安心なものを提供していくと。今のご意見は参考にしてなお一層広報の点について勉強をしてきたいと思います。

(2. 資料 4-4 第11 2 大量調理施設に対する衛生管理の推進)

(B委員) この監視指導計画 (案) についてはあらかじめ資料をいただいていたのにもかかわ らず、何も意見を言わなくてすみませんでした。中身ではないのですが、具体的には、16ペ ージにあります大量調理に対する衛生管理指導、管理の推進の項目に入るのかもしれませんが、 保健所の食品衛生監視員が特定給食施設、集団給食施設に監視・指導に行く場合、今も抜き打 ちといいますか、突然行っているんでしょうか。栄養士、管理栄養士の立場でいきますと、栄 養士・管理栄養士は給食施設の中で衛生的な給食施設の提供ということを大勢の調理員さん達 に指導をしているわけです。それ以外に例えば、網戸が壊れているとか、空調が悪いとか、配 膳の場所が狭いとか、それから材料の前処理施設がなくて調理場の中に入れてから食材を洗う とか、物理的な部類の部分があるわけですけれども、そういうものを食品衛生監視員さんが現 場の栄養士に指導すると、例えば学校の場合には、その指導表を校長先生にお見せしたり、実 際にお金を出すのは市町村の学校教育、市町村の予算なんですね。スポーツ健康課の方もいら っしゃるので、学校栄養士さんの団体から意見をいただいたわけではないので、個人的な意見 として聞いていただきたいのですが、そうした場合にはこの現場で受けた、食品衛生監視員の 熱い指導と、それが校長先生なり、教頭先生から学校教育の方へ行ってしまうと、充分にその 熱意は伝わらない。できればあらかじめ指導に行く日を言っていただいて、そうするとたぶん 現場はとてもきれいにすると思うんですよね。でもそれでいいと思うんです。きれいにしても らうことが目的だから。逆に言うと、次に来るのは来年だと思えば、そんな施設はないと思い ますけど、そこに市町村の学校教育の方が居ればそこで次年度予算要求がもう少し、熱意が伝 わって、予算を取っていただけるかもしれませんので、大半の所はそんなことをしなくてもス ムースに予算がいただけたり、改善できているんだと思いますけども、中にはなかなかそうい う熱意が伝わらないところもありますので、試しに1回はあらかじめ通知を出して、何日の午 前・午後に行くよと、だからこういう人達が居て準備していて下さいというふうなことをして もいいのかなと。で、よくきれいに片づけてあったならばきれいだったねと褒めてあげること

も次に繋がると思いますので、そんなことをご検討いただければありがたいなと思います。

(事務局:衛生薬務課主査)どうもありがとうございます。たしかに抜き打ちでいくこともありますが、あとは保健所の栄養士さんが特定給食の指導等で年に何回か入っている、栄養指導の関係で入られる場合は、何度も厨房の方に行くのは申し訳ないということで、あらかじめ合わせて行くときには、来ることが分かっているというケースが半分くらいあります。抜き打ちで行く場合と、分かっている場合と。たしかにご意見はごもっともだと思いまして、学校ではないのですが、他の集団給食施設の厨房にも指導に行かさせていただきますと、行政の方から意見を言ってもらった方が上司に言いやすいので、ぜひ文書にしてください、とか、もっと強く言ってください。というようなご意見も現場からもいただいておりますので、また検討させていただきたいと思います。

(B委員)実は学校給食につきましては、保健所ではスポーツ健康課の方にお任せしているんですね。保健所の栄養士は学校へは行かないです。他の施設には健康増進法という法律で、適切な給食施設の運営ということで食品衛生以外のところが健康増進法にありますから、1 施設1時間から2時間かかるんです。そうすると、食品衛生監視員と一緒に行くとするとタイミングが合わないんです。だから食品衛生法を重点的にみるのか、健康増進法の指導をするのか分けないと。また食品衛生監視員と保健所が一緒に行くと、保健所の栄養士が案内をするような形で食品衛生だけ重点的に見る場合もありますけど、保健所の栄養士の健康増進法の指導の業務はほとんどできていないと思います。

(3. その他意見)

(D委員)わたしは、中北保健所管内甲府市の食生活改善推進員に所属しておりますが、3月に140人の高齢者を対象に健康教室をしました。その他に男性料理教室、親子食育教室、それから、小学校3地区へ食生活改善推進員24人が学校へ参りまして、子どもに豚汁を教えたりとか、そういうことを今年度やってきました。そのなかでやはり放射能の関係をずいぶん聞かれて、地元のものをなるべく食べてくださいという説明をして、1日に3食は必ず食べましょうと、お年寄りに、バランスガイドを参考に1日にどのくらい食べましょうとか、そういう説明をずっとやってきたのですが、やはり一番心配なのはやっぱり放射能関係でした。安全・安心な食材をわかりやすく県民に提示していただけたらと思います。

(E委員)できるだけ地産地消ということで、地元のものを、各地域にある農協さんに行って、 買い求めたりはしています。やはり放射能の問題が一番心配ですね。今はけっこうみんな検査 をしてらっしゃると思いますので安心しているんですけれども、まだまだ不安な点もあります。

(F委員)当会議に出席させていただいて、毎回貴重な資料をいただきまして本当にありがとうございます。消費者として本当に勉強をする機会をいただけましたことに感謝しております。こちらの条例の県民の役割にもございますように、これからも知識、理解を深めて、情報収集に努めて参りたいと思いますし、いただいた情報を広めていくことに寄与したいと思いました。ありがとうございました。

(G委員) 私も長年この会議に、参加させていただいているわりには、勉強をさせていただくことの方が圧倒的に多いです。内容的には勉強になることが多いなというふうなんですが、結局いろいろな委員の方の意見を聞いていて、何が難しいのかというと、やはりコミュニケーションというのが結局一番難しいというのをひしひしと感じさせていただきました。とくにアイディアはないんですけれども、それぞれの立場でそれぞれ考え方が違うということで、そのへんの、意見集約というか感覚の統一化というか、そういうものとコミュニケーションをどうしたらいいのかというのが今悩んでるところなので、そのへんがうまくいけばいいかな、というふうに感じております。

(H委員) なかなか水産の立場からお話をするということがなかったわけですけれども、やは り放射能の影響、それから三陸の影響というのは非常に大きく出ておりまして、魚種の確保が できない。それから漁が減っている。当然我々の商売にも大きく響いてきているわけで、販売 額も落ちてしまっている。それから魚食が減ってしまっている。まあこれは一昨年の状況でも 魚食が食肉に逆転されているということもあったわけで、そこに輪をかけてその状況は進んで きてしまった。ここへきて、ここにも書いておりましたがイカナゴ漁、シラス漁、当該茨城福 島沖は自主規制しておりますので、入荷がない状況なんです。そうすると去年の今頃はまだ、 その前の年の在庫があったので市場をまかなうことができたんですが、ここのところになりま すと、もう本当に漁が、入荷がなくなってきてしまっていて、どうしても愛知から下の宮崎、 要するに九州にかけてのシラス等の需要だけが増えてしまっていて、当然漁獲が上がらないわ けですから、そうなってくると、価格の高騰を招いていくと。現実我々が扱っている中でもほ とんど倍ですね、昨年の。ですから本来、例えばスーパーさんで298円で売れるようなシラス がもう、480円になってしまうという状況を招いていて、よけい魚食の普及が出来ない状況に なってしまっている。我々としても当然、放射能の危険性はあるのでお客様、やっぱり消費者 の方から大丈夫ですかと言われるので、当然売ることもできませんし、入荷もありませんので 売っていませんけれども、そういった魚食の普及ができなくて、減っていってしまうことが非

常に、今の状況では不安であるということをお伝えしておきたいと思います。

4 閉会

(企画県民部理事) 三神会長さんをはじめ、委員のみなさまには、これまで、もちろん本日も そうでありますけども、たいへん貴重な意見、多くの意見をいただきました。本当にありがと うございました。

山梨県食品安全会議は、今回をもちまして幕を閉じることとなります。委員のみなさまには 今後ともそれぞれのお立場から食の安全・安心に向けた本県の施策や取組みにつきまして、ご 助言やご指導、またご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、委員のみなさま方の今後益々のご活躍ご健勝を心からお祈り申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、お礼のことばとさせていただきます。どうもありがとうございました。